

〔令和元年度 第2回〕

【港区消防団運営委員会】

『会議録』

令和元年11月1日 開催

【令和元年度第2回港区消防団運営委員会】

『会議録』

令和元年11月1日 開催

1. 委嘱状交付

○事務局：皆さま、本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

令和元年度第2回港区消防団運営委員会の開会に先立ちまして、今年度再任された委員及び前回委嘱状をお渡しできなかった委員の皆さま、菅野弘一様、丸哲夫様、伊関則子様、杉本とよひろ様の4名の委員の皆さまへ、武井雅昭区長から委嘱状を交付させていただきます。

武井区長が皆さまのお席の前まで移動します。お1人ずつお名前をお呼びいたしますので、委嘱状をお受け取りください。

区長、よろしくお願いいたします。

[武井区長より下記の委員に委嘱状を交付]

菅野弘一委員 丸 哲夫委員 伊関則子委員 杉本とよひろ委員

○事務局：武井区長、ありがとうございました。

これにて、港区消防団運営委員会委嘱状の交付を終了いたします。ありがとうございました。

2. 開 会

○長谷川（防災危機管理室長）：それでは、ただいまから港区消防団運営委員会を開催いたします。審議までの間、進行を務めさせていただきます、防災危機管理室長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の運営委員会でございますが、委員の皆さま、全員ご出席をいただいております。

まず、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

次第、港区消防団運営委員会委員名簿、座席表と、資料は1、資料1-2、資料1-3、参考1、参考2。以上の資料をご用意させていただいております。ご確認をお願いいたします。

なお、会議録作成のために録音をさせていただいておりますので、予めご了承をお願いいたします。

それでは、これからの審議につきまして、武井委員長、よろしくお願いいたします。

○武井委員長（港区長）：皆さま、本日はお忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

3. 審 議

諮問「特別区消防団の組織力を強化するための 方策はいかにあるべきか」の答申文の決定

○武井委員長：それでは、審議に先立ちまして、参考1でお付けしておりますが、「特別区の消防団の設置等に関する条例」第九条に基づきまして、定足数についてご報告いたします。

現在、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、本運営委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして進行させていただきます。

本日の「審議事項」です。諮問「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」の答申文の決定でございます。

前回、各委員の皆さまから提案されましたご意見やご指摘を踏まえた答申文の修正点につきまして、事務局から説明を受け、その後、ご審議いただきたいと思いますのですが、そのような運びでよろしいでしょうか。

[全員賛成で了承]

○武井委員長：それでは、答申文の説明を、赤坂消防署の警防課長からよろしく願います。

○宮本（警防課長）：赤坂消防署警防課長の宮本でございます。よろしく願います。

前々回の平成31年3月19日に、平成31年度第1回消防団運営委員会が開催され、審議事項といたしまして、平成31年度諮問事項、「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」についてご説明させていただくとともに、諮問に対する検討の方向性及びアンケートの実施についてご了解を得ました。

次に、令和元年7月23日、第2回目の消防団運営委員会において、分析結果及び実際に機能別団員を活用している、松山市消防団の導入状況を踏まえ、答申案をご審議、検討していただきました。

今回は、前回の運営委員会で、質問、提案等を出された箇所について、修正、追記等をさせていただきましたので、ご審議をお願いいたします。そして、答申としていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

答申案に基づく説明させていただきますが、今一度、用語の意味について振り返らせていただきます。

基本団員とは、消火活動、警戒、防火防災訓練指導、応急救護訓練指導、募集広報活動、大規模災害活動等で活動される消防団員です。

機能別団員とは、特定の任務を行う団員で、例を挙げますと、応急救護訓練指導に特化した消防団です。また、大規模災害団員とは、震災等の大規模災害時に消防活動を行う消防団員です。

それでは、答申（案）をご覧ください。

初めに、2ページの「第3 機能別団員の更なる拡充について」の、「2 対象者について」です。

アンケート結果等から、「導入にあたり対象者を限定しないほうが望ましいと考えられる」といたしましたが、3人の委員から、「港区の地域特性から、学生、企業へ

の入団の働きかけが必要」、「学校単位、事業所単位での入団を考慮すべき」、「消防団OBの活用を考慮すべき」とのご意見をいただきましたので、「2 対象者について」は、

「機能別団員を導入する場合、想定される任務・役割が、特に対象者を限定するようなものではないことや、団員数の増加を図るためにも、多くの企業が集積する港区の地域性を生かした事業所や、特別区学生消防団活動認証制度を活用した学校等からの団員の加入をはじめ、様々な形態を考慮して、対象者を限定しないことが望ましい。

また、体力の問題や仕事の都合で消防団を引退した元消防団員が、その豊富な経験を生かし、無理のない範囲で活動できるよう、消防団OBを活用することも必要と考える。」

このように改めさせていただきました。

次に、3ページの「4 処遇について」の、「(1)報酬」についてです。

アンケート結果から、最も多かった「機能別団員を導入する場合は、報酬を基本団員の半額程度とすることが望ましいと考えられる」としましたが、委員から、「機能別団員の報酬基準が明確でないので、半額ではなく、幅を持たせた表現とすべき」とのご意見をいただきましたので、

「4 処遇について」の、「(1)報酬」は、

「常に災害出動に備えている基本団員と任務や役割が限定されている機能別団員では、消防団活動に伴う負担に差があることは明白であり、機能別団員を導入する場合は、基本団員の報酬額より機能別団員の報酬を一定額、減額することが望ましい。」

このように改めさせていただきました。

同じく、3ページの「5 階級について」です。

アンケートでも、「何らかの制限を設けるべき」、「班長までに制限すべき」との意見があり、「階級を班長までに制限することが望ましい」としましたが、委員から、「機能別団員の階級を班長までに制限する根拠を明確にすべき」とのご意見をいただきましたので、

「5 階級について」は、

「任務や役割を限定して特定の活動のみに参加することや、班長以上の階級には定数があることから、階級を制限する必要があると考える。」

任務等の内容によっては、経験を積むことにより指導的な役割を担う可能性もあることから、階級を班長までとすることが望ましい。」

このように改めさせていただきました。

同じく、3ページの「7 教育訓練について」です。

アンケートからも、ある程度限定したほうがよい。基本的な敬礼などを訓練する礼式や、担当する任務について教育訓練を行うほうがよい」としましたが、委員から、「教育訓練が基本団員の新たな負担にならないこと、及び、基本団員と機能別団員が結束できるような教育訓練を実施すべき」とのご意見をいただきましたので、

「7 教育訓練について」は、

「教育訓練については、特定の活動に特化する機能別団員の性質から、その内容は担当任務を遂行するのに必要な程度で行うことが望ましい。

また、機能別団員への教育訓練が、基本団員の新たな負担とならないよう、新入団員教養等の他の教養との同時実施など、効率的な実施に配慮するとともに、教育訓練の実施にあたって、基本団員と機能別団員との相互理解促進のため、一体となった教育訓練の場を創出するといった観点にも配慮する必要があると考える。」

このように改めさせていただきました。

次に、4ページの「8 定年年齢について」です。

アンケートからは、定年年齢については、「基本団員と差を設ける必要はない」が一番多く、「定年年齢は同じにすることが望ましい」としましたが、委員から、「消防団OBの活用を図るためなどから、定年延長を考慮すべき」とのご意見をいただきましたので、

「8 定年年齢について」は、

「応急救護訓練指導などに特化する機能別団員は、基本団員ほどの体力を要求されおらず、機能別団員の導入趣旨からも、定年年齢の延長や消防団OBの活用などを図るべきであり、機能別団員を導入する場合、団の実情、裁量により、機能別団員の定年延長を基本団員より延長できるなどの対応が取られることが望ましい。」

このように改めさせていただきました。

次に、4ページの「第4 大規模災害団員のあり方について」の、「1 任務・役割について」、委員から、「機能別団員には、任務・役割の記載があるが、大規模災害

団員は、任務・役割が記載されていないので、記載すべき」とのご意見をいただきましたので、

「1 任務・役割について」として、

「大規模災害団員の任務・役割として、総務省消防庁では、災害情報の収集・報告及び地域住民への伝達、避難誘導・安否確認などを中心に活動することが挙げられている。

港区内消防団の活動においても、同様の任務・役割のほか、消火・救助活動などを任務・役割とすることが望ましい。」

このように記載させていただきました。

次に、同じ4ページの「2 対象者について」です。

アンケート調査からも、「導入する場合、対象者を限定しないほうが望ましいと考えられる」としましたが、委員から、さらに、「港区の地域性から、学生、企業の入団を働きかけるべき」、「学校、企業単位の入団を考慮すべき」、「消防団OBを活用すべき」とのご意見をいただきましたので、

「2 対象者について」は、

「大規模災害時には、災害活動等にできる限り多くの人手が必要となることから、個人だけでなく、多くの企業が集積する港区の地域性を生かした事務所や、特別区学生消防団活動認証制度を活用した学校等からの団員の加入をはじめ、様々な形態を考慮して、対象者を限定しないことが望ましい。

また、仕事や家庭の事情特別区で消防団を退団した消防団員が、その豊富な経験を生かし、無理のない範囲で活動できるよう、消防団OBを活用することも必要と考える。」

このように改めさせていただきました。

次に、5ページの「4 処遇について」の「(1)報酬」についてです。

アンケートから、「差を設けたほうがよい。半額にすることが望ましい」としましたが、委員から、「アンケート結果から、報酬を基本団員の半額とすべきと記載があったが、半額の根拠は不明確なので、幅を持たせて記載すべき」とのご意見をいただきましたので、

「(1)報酬」については、

「大規模災害活動に特化して活動する特性から、年間の活動回数が基本団員と比べて大幅に少なくなることが予想されることから、大規模災害団員を導入する場合は、大規模災害団員の報酬を基本団員の報酬より相当程度減額することが望ましい。」

このように改めさせていただきました。

また、「(3)退職報奨金」も、同じ意見をいただきましたので、

「退職報奨金は、基本団員より相当程度減額することが望ましい。」とさせていただきます。

同じく、5ページの「5 階級について」です。

「階級は団員に固定することが望ましいと考えられる」としましたが、委員から、「大規模災害団員の階級制限についての根拠を明確にすべき」とのご意見をいただきましたので、

「5 階級について」は、

「大規模災害活動に特化した機能別団員は、大規模災害時のみの活動となることから、活動時の指揮経験が不足することが予想され、階級については団員のみとするのが望ましい。」

このように改めさせていただきました。

次に、同じページ、「6 教育訓練について」です。

先ほど触れさせていただきましたが、3ページの「7 機能別団員の教育訓練」と同じご意見が出されましたので、

「6 教育訓練について」は、

「教育訓練については、大規模災害時のみ活動する大規模災害団員の性質から、その内容は担当任務を遂行するのに必要かつ、指導する機能別団員の新たな負担とならない程度で行うことが望ましい。」

また、教育訓練の実施にあたっては、基本団員と大規模災害団員との相互理解促進の観点から、連携に重点を置き、一体となった教育訓練の場を創出するといった観点にも配慮する必要があると考える。」

このように改めさせていただきました。

同じページの「7 定年年齢について」です。

これも、4ページの「8」の機能別団員の定年年齢についてと同じ意見が出されましたので、

「7 定年年齢について」は、

「大規模災害時のみ活動を行う大規模災害団員は、基本団員ほどの活動頻度を要求されておらず、大規模災害団員の導入趣旨からも、定年年齢の延長や少ない教育訓練回数で効果的な活動が期待できる消防団OBの活用などを図るべきであり、大規模災害団員を導入する場合、団の実情、裁量により、大規模災害団員の定年年齢を基本団員より延長できるなどの対応が取られることが望ましい。」

このように改めさせていただきました。

最後に、6 ページの「第6 まとめ」についてです。

委員から、「消防団員に対するさまざまな処遇改善を図るべき」とのご意見をいただきましたので、

「第6 まとめ」の最後の2行に、

「さらに今後とも、消防団員の全般にわたる処遇改善について継続して検討され、推進されていくことが望まれる。」と、追記させていただきました。

以上、答申(案)について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○武井委員長：ありがとうございました。

前回、たくさんいただきました内容を踏まえまして、内容の修正、充実をしていただきました。

ただいまの説明内容につきまして、ご質問やご意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでございましょうか。特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、皆さまからのご異議がないようですので、この答申(案)をもちまして、最終的な答申文といたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

[全員賛成で可決]

ありがとうございます。

それでは、このような形で、これをもちまして答申文とさせていただきます。

これもちまして、平成31年諮問であります「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」の審議を終了いたします。

皆さま、ご協力いただきまして、最終答申が充実したものとしましてまとめることができました。心から御礼を申し上げます。

港区といたしましても、この答申に盛り込まれた内容につきまして、港区の立場として、十分努力をしてみたいと思います。

また、関係機関の皆さまとともに連携し、安全な街を築いていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4. その他

○武井委員長：なお、この機会でございますので、委員の皆さまから、何かございましたらちょうだいしたいと思います。どうぞ。

○守屋委員：消防団のポンプ操法についてですが、東京都消防協会が主催しますポンプ操法大会が、毎年恒例になっています。今年は、芝消防団が出場する順番ということで、一生懸命練習を重ねてきたところ、10月12日（土）が本番だったのですが、台風19号が来まして、その対応もありまして、予備日である次の日の13日（日）も中止となりました。

その後、東京消防庁で検討いたしまして、「再開催をしてほしい」という声が非常に多く上がりまして、11月16日（土）に、改めて都大会を開催する運びとなりました。

芝消防団、出場して、期待に応えるべく、一生懸命頑張るということで、堀部団長。
私が言うよりも、

○堀部委員：頑張ります。（拍手）

○山田委員：高輪の女性団員につきましても、11月13日（水）、横浜での全国大会に向けて、今訓練をしております。

訓練は順調に仕上がっておりますが、出場に際しましては、港区を始め、多くの方にご支援、ご声援をいただきまして、本当にありがとうございます。

彼女たちも、それを糧に一生懸命やっておりますので、皆さんと一緒に結果を楽しみにしたいと思っておりますので、引き続き応援をよろしくお願いいたします。(拍手)

○武井委員長：ありがとうございました。

芝消防団、並びに高輪消防団の女性団員のご活躍を、我々一同応援しております。ほかにはよろしいでしょうか。

5. 閉 会

○武井委員長：それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回消防団運営委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(了)